



石垣市地域福祉計画について

◉◉ 地域福祉計画の策定が始まります。

・地域福祉計画とは？

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された計画であり今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となるものです。同計画に掲げるべきものとして以下の事項があげられています。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉計画は、私たち住民が地域で安心して暮らしていくために、「何が必要で、何をしなければならないか」や「誰が行っていくか」、「それぞれの役割分担・連携をどうやって図っていくか」など、「地域で、それぞれが何をしていくか」をとりまとめていくことを目的としています。

したがって、行政、社会福祉協議会等の関係機関はもとより、NPO法人・ボランティア関係者等社会福祉に携わる人たち、そして何よりも地域に住む住民が主体となって考え、実行していかなくてはいけない計画なのです。そして、行政がその道筋を示すこと、それが「地域福祉計画の策定」なのです

・地域の課題

少子高齢化や核家族化が進む中、地域の課題は何なのか、地域を取り巻く環境を今一度、再確認していく必要があります。

・地域の福祉力について考えてみませんか？

地域福祉計画は、行政だけでなく、「地域」に生活している住民皆さんの声と活動によって出来上がるものです。そこで、皆さんが日ごろ感じていることなどについて、話し合える場を順次用意していきたいと思います。地域で一人暮らしをしている高齢者などの見守りはどうしたらよいかなど、「気になる人」に対するケアについて、地域の福祉力（繋がり）を確かめていきましょう。

・計画策定に向けて

地域福祉計画は、福祉分野の各計画との連携を図りながら、それらを内包し、総体として、福祉分野の総合的な計画として策定されます。平成24年度の策定を目指し、平成23年度は基礎調査等を行っていきます。

～策定体制イメージ図～

